

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 18日

高知県知事 濱田 省司 殿



提出者

住 所 高知市南宝永町19番11号

氏 名 福留開発株式会社

代表取締役 大場 将史

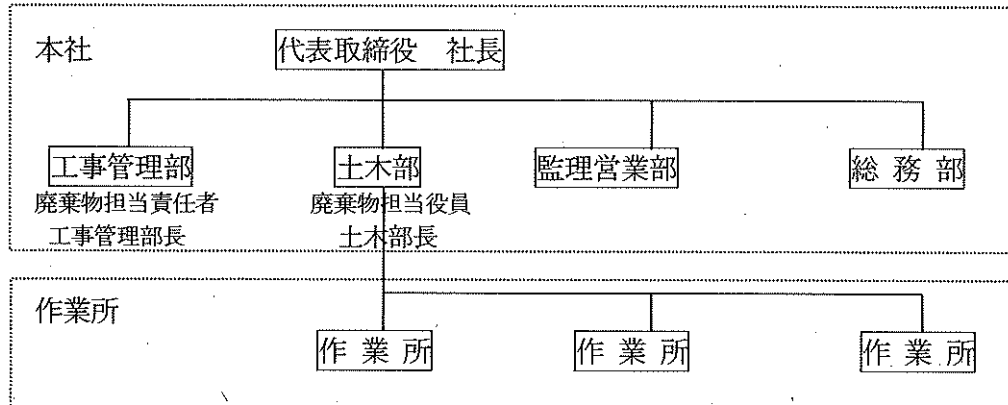
電話番号 088-883-7251

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	令和5-6年度 仁淀川用石地区河道掘削工事 他
事業場の所在地	高知県土佐市用石 他
計画期間	令和6年 4月 1日～令和7年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
②事業の種類	建設業（総合工事業）
②事業の規模	前年度元請完成工事 3,549,485（千円）
③従業員数	84名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙第7面通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	紙くず	廃プラスチック	木くず	汚泥	繊維くず	廃電池類	廃油	混合廃棄物
	排出量	946.49t	31.99t	8.52t	65.57t	364.78t	0.99t	0.92t	0.02t	0.25t	1.04t
② 計画	(これまでに実施した取組)										
	① 施工計画段階において、廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。 ② 作業所内で資材等を繰り返し利用する。 ③ 廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。 ④ 廃棄物の分別を徹底し、再生利用を推進する。										
	【目標】										
② 計画	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	紙くず	廃プラスチック	木くず	汚泥	繊維くず	廃電池類	廃油	混合廃棄物
	排出量	900.00t	15.00t	5.00t	50.00t	300.00t	0.50t	0.50t	0.01t	0.10t	0.50t
	(今後実施する予定の取組)										
② 計画	① これまでに実施した取組をさらに徹底させる。 ② 全社員に廃棄物に関する教育を行い、廃棄物の適正処理等について認識を深め抑制に努める。										

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：がれき類、金属くず、紙くず、廃プラ、木くず、繊維くず 取組：発生する廃棄物の種類等に関する事項を整理し全社員に定期的に教育・研修等を行う。 作業所に分別する場所を定め分別を徹底する
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：がれき類、金属くず、紙くず、廃プラ、木くず、繊維くず 取組：これまでに実施した取組をさらに徹底させる。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の
委託に関する事項

【前年度（令和５年度）実績】										
産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	紙くず	廃プラスチック	木くず	汚泥	繊維くず	廃電池類	廃油	混合廃棄物
全処理委託量	946.49t	31.99t	8.52t	65.57t	364.78t	0.99t	0.92t	0.02t	0.25t	1.04t
優良認定処理業者への 処理委託量	18.87t	0.57t	—	—	0.77t	—	—	—	0.25t	1.04t
再生利用者への 処理委託量	927.62t	31.42t	8.52t	65.57t	364.01t	0.99t	0.92t	0.02t	—	—
認定熱回収業者への処 理委託量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 委託量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(これまでに実施した取組)

- ① 処理内容等を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。
- ② 処理業者と契約時には、事前の現地確認等を行い的確に管理する。
(処理状況、維持管理状況、周辺状況等)

②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	紙くず	廃プラスチック	木くず	汚泥	繊維くず	廃電池類	廃油	混合廃棄物
	全処理委託量	900.0t	15.0t	5.0t	50.0t	300.0t	0.50t	0.50t	0.01t	0.10t	0.50t
	優良認定処理業者への処理委託量	20.0t	1.0t	—	—	1.0t	—	—	—	—	0.40t
	再生利用業者への処理委託量	880.0t	14.0t	5.0t	50.0t	299.0t	0.50t	0.50t	0.01t	0.10t	0.10t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取組をさらに徹底させる。 分別を徹底し、混合廃棄物の減量を行う。											
※事務処理欄											

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第7面)

【産業廃棄物の一連の処理の工程】

委託処理の範囲

